

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

令和5年3月6日
三宅町長 森田 浩司

市町村名 (市町村コード)	三宅町 (293628)
地域名 (地域内農業集落名)	上但馬
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 5年 2月 28日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

当地区は農用地面積が少なく、加えて農業者の高齢化、農業離れが進んでおり、現在の耕作者は2人となっている。また、遊休農地が農用地面積の17%を占めており、地域の担い手も確保できていないため、今後更なる増加が懸念される。

持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、担い手を確保が喫緊の課題である。

【地域の基礎的データ】

農業者:2人(うち50歳代以下0人)

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

中間管理機構を活用した農地集約を検討していく必要があり、地域内外から農地を利用する者を担い手として確保することで持続的な農地利用を実現する。また、担い手の安定的な所得確保の観点から、水稲ではなく野菜等を生産してもらう。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
農地中間管理機構を活用して担い手を確保し、農地集積、集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
農業上の利用が行われる農用地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針※
担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連の農地整備事業等を活用しながら検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
市町村や農地中間管理機構と連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
担い手が確保された後、必要に応じて農業支援サービス事業を利用していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策※	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--